

議会改革・議会広報改革特別委員会 検討結果シート

特別委員会から提出された提言書に関する事後の状況、対応等

6月20日開会の子ども文教委員会において、特別委員会から提出された提言書に関する事後の状況、対応等について協議するよう議長に申入れがあり、本委員会において協議することとされた。

【経緯】

6月20日開会の子ども文教委員会において、特別委員会で取りまとめて提出された提言書の理事者の報告に係る取扱いについて申入れがあり、本委員会において協議することとされたため、協議を重ねた結果、以下のとおり取り扱うこととする。

【結論】

特別委員会から提出された提言書は、墨田区議会基本条例第14条に規定された「委員会による政策立案及び政策提言」であることから、提言書に関する事後の状況、対応等について議会として報告を受け、状況を把握することは重要である。

報告の手法としては、すべての提言書の進捗状況等をその都度、委員会において報告事項として取り扱うとなると、各委員会の長時間化の懸念や、提言書によっては両論併記されている提言内容もあり報告が難しい場合もあることから、各委員会で報告事項として取り扱うのではなく、提言書の内容に関して特に予算化等したものについては、年に一回、年度末までに議会に文書で報告することを理事者側に求め、提出があった時点で全議員に配布することとする。

ただし、これは「〇〇提言書に関する報告」としてのとりまとめであり、各委員会において提言書における個別事項を報告事項として取り扱うことを妨げるものではない。

なお、詳細な報告方法については別途協議するものとする。